

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 20 年 12 月 12 日
(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<p>投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第1条～第2条 (略) (外国投資信託証券の要件) 第3条 規則第12条第1項第4号及び第22条第1項第1号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。</p> <p>(1) (略) (2) 次に掲げる事項に適合している外国投資信託証券(外国金融商品市場(金商法第2条第8項第3号口に規定するものをいう。)又は店頭市場(以下「外国市場」という。)に上場又は登録(以下「上場等」という。)されているもの及び外国市場における取引が予定されている場合を除く。)であること イ 外国投資信託又は外国投資法人(以下「外国投資信託等」という。)の純資産総額が1億円以上であること ロ～ホ (略) ヘ 一発行会社(投資法人を含む。)の発行する株式(投資法人が発行する投資証券を含む。)について、発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと ただし、信託契約型投資信託の場合は、当該投資信託の運用会社又は管理会社が運用の指図を行っているすべての投資信託に組み入れられた株式の合計額が、発行済総株数の50%を超えて投資するものでないこと ト (略) チ 外国投資法人が自ら発行した有価証券を取得するものでないこと リ 組入れる投資信託証券が外国投資信託受益証券の場合は、運用会社又は管理会社が、自己又は投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引を禁止している外国投資信託であること ヌ 組入れる投資信託証券が外国投資証券の場合は、運用会社が、自己又は第三者の利益を図</p>	<p>投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第1条～第2条 (同 左) (外国投資信託証券の要件) 第3条 規則第12条第1項第1号及び第22条第1項第1号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、<u>主として金商法に規定する有価証券に投資するものであって、かつ次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。</u> (1) (同 左) (2) 次に掲げる事項に適合している外国投資信託証券(外国金融商品市場(金商法第2条第8項第3号口に規定するものをいう。)又は店頭市場(以下「外国市場」という。)に上場又は登録されているもの及び外国市場における取引が予定されている場合を除く。)であること イ <u>外国証券</u>投資信託又は<u>外国証券</u>投資法人(以下「外国投資信託等」という。)の純資産総額が1億円以上であること ロ～ホ (同 左) ヘ 一発行会社(<u>証券</u>投資法人を含む。)の発行する株式(<u>証券</u>投資法人が発行する投資証券を含む。)について、発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと ただし、信託契約型投資信託の場合は、当該投資信託の運用会社又は管理会社が運用の指図を行っているすべての投資信託に組み入れられた株式の合計額が、発行済総株数の50%を超えて投資するものでないこと ト (同 左) チ <u>外国証券</u>投資法人が自ら発行した有価証券を取得するものでないこと リ 組入れる投資信託証券が外国投資信託受益証券の場合は、運用会社又は管理会社が、自己又は投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引を禁止している<u>外国証券</u>投資信託であること ヌ 組入れる投資信託証券が外国投資証券の場合は、運用会社が、自己又は第三者の利益を図</p>

改 正 案	現 行
<p>る目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の適正を害する取引を禁止している外国投資法人であること</p> <p>ル (略)</p> <p>ヲ 設定又は設立された国若しくは地域において、投資者及び監督官庁に対し外国投資信託受益証券又は外国投資法人の内容に関する開示が行われているものであること</p> <p>ただし、金商法による開示が行われている場合はこの限りでない</p> <p>ワ 外国投資信託又は外国投資法人の財務諸表について、独立した監査人の監査を受けているものであること</p>	<p>る目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の適正を害する取引を禁止している外国証券投資法人であること</p> <p>ル (同 左)</p> <p>ヲ 設定又は設立された国若しくは地域において、投資者及び監督官庁に対し外国証券投資信託受益証券又は外国証券投資法人の内容に関する開示が行われているものであること</p> <p>ただし、金商法による開示が行われている場合はこの限りでない</p> <p>ワ 外国証券投資信託又は外国証券投資法人の財務諸表について、独立した監査人の監査を受けているものであること</p>
<p><u>(投資信託証券の組入制限の例外)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第3条の2 規則第12条第2項に規定する細則で定める投資信託証券は、以下に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 取引所金融商品市場（金商法第2条第17項に規定する金融商品市場をいう。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）な投資信託証券に投資するもの</u></p> <p><u>(2) 投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの</u></p>	
<p><u>(受益証券発行信託の受益証券等の要件)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第3条の3 規則第22条第1項第2号ホに規定する細則で定める要件を満たすものは次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>(1) 価格が公表されるなど、時価評価が可能なものであること</u></p> <p><u>(2) 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること</u></p>	
<p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(規則第22条第1項第6号に規定するその他の要件)</p>	<p>第4条～第7条 (同 左)</p> <p>(規則第22条第1項第6号に規定するその他の要件)</p>
<p>第8条 規則第22条第1項第6号に規定する細則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 投資信託間の相互又は循環保有は行わないものであること</p> <p>(2) ファンド・オブ・ファンズ（当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託、政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託（外国投資信託のうちこれに類するものを含む。）の場合を除く。）には投資しないものであること</p> <p>(3) 一委託会社（当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。）が一つの投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指</p>	<p>第8条 規則第22条第1項第6号に規定する細則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 投資信託間の相互又は循環保有は行わないものであること</p> <p>(2) ファンド・オブ・ファンズ（当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託の場合を除く。）には投資しないものであること</p> <p>(3) 一委託会社（当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。）が一つの投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指</p>

改 正 案	現 行
図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の50%を超えるものではないこと (以下略)	図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の50%を超えるものではないこと
附 則 この改正は、平成 年 月 日より実施する。	(同 左)